

<p>項目</p>	<p>手足口病の流行について（警報）</p>
<p>配付資料</p>	<p>手足口病の流行について（警報）</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>1 公表の目的 個人情報の保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、広く道民に注意を喚起し、もって道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業における小児科定点からの報告 標記事業に係る北見保健所管内の小児科定点医療機関から報告された令和4年（2022年）第36週（9月5日～9月11日）分の手足口病患者数が国の定める警報レベルに達しましたので、お知らせします。</p> <p>3 手足口病予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、手足口病に有効なワクチンはなく、また手足口病の発病を予防できる薬はありません。 ・感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染（便の中に排泄されたウイルスが口に入って感染することです）が知られています。 ・主な予防対策としてはマスク・手洗いが有効とされています。なお、手洗いをする際は、流水と石けんで十分に行い、手を拭くタオルなどの共用はしないでください。 ・保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達が、しっかりと手洗いをするのが大切です。 ・その他、おもちゃなどの口に入る器具や食器にも注意が必要です。特におむつ交換する際は、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。
<p>担当</p>	<p>北海道北見保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室） 健康推進課長 大口 小百合 電話 0157-24-4173</p> <div style="text-align: right;">  </div>

手足口病の流行について（警報）

令和4年9月14日（水）15時00分

北海道北見保健所

電話：0157-24-4173

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和4年（2022年）第36週（9月5日～9月11日）において、北見保健所管内の定点医療機関あたりの手足口病患者報告数は、警報基準である5人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、北見保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 手足口病の予防

今のところ、手足口病に有効なワクチンはなく、また手足口病の発病を予防できる薬はありません。

感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染（便の中に排泄されたウイルスが口に入って感染することです）が知られています。

主な予防対策としてはマスク・手洗いが有効とされています。

なお、手洗いをする際は、流水と石けんで十分に行い、手を拭くタオルなどの共用はしないでください。

また、保育施設などの乳幼児の集団生活では、感染を広げないために、職員と子ども達が、しっかりと手洗いを行うことが大切です。

その他には、おもちゃなどの口に入る器具や食器にも注意が必要です。

特におむつ交換する際は、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。

2 手足口病とは

学童以上の年齢層の大半は、既にこれらのウイルスの感染（不顕性感染も含む）を受けている場合が多いので、成人での発症はあまりなく主に乳幼児が罹る病気です。

ほとんどの場合、軽い症状だけで治ってしまう感染症で、主な症状としては、ウイルスの感染によって口の中や、手足などに水疱性の発疹が出る感染症で、夏に流行する夏かぜの一種です。

基本的には予後の良好な疾患で、ほとんどの発病者は、数日間のうちには治る病気ですが、頭痛、嘔吐、高熱、2日以上続く場合には、まれに中枢神経形の合併症（髄膜炎、脳炎など）が出ることもあるので注意をする必要があります。

感染症発生動向調査によると、例年、報告数の90%前後を5歳以下の乳幼児が占めています。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの手足口病患者報告状況

（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第32週 (8/8～8/14)	第33週 (8/15～8/21)	第34週 (8/22～8/28)	第35週 (8/29～9/4)	第36週 (9/5～9/11)
北見保健所	0.75	0.50	4.75	3.5	9.50※
全道	4.81	6.98	7.09	6.4	-
全国	2.64	2.71	3.32	3.74	-

※患者報告数は速報値。

第35週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる。

(URL : <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<手足口病警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	5	2